

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- (歯初診) 初診料(歯科)の注1に掲げる基準 第385号
- (歯訪診) 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 第69号
- (歯CAD) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー 第296号
- (補管) クラウン・ブリッジ維持管理料 第404号
- (薬175) 薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合は、薬剤名等の記載を省略する届出 第234号

(2024年11月1日時点)